

藤沢市あんしん入居サービス 補助金のご案内

ひとりぐらしの高齢者の方が
住まいを探しやすくなるように



賃貸物件の大家さんが
安心して貸せるために

入居者の安否確認を行う見守りサービスと、
原状回復・家財整理費用の補償制度に加入する際の
初期費用の一部を補助します。※

安否確認を行う見守りサービス

例えば…

- ・人感センサーや室内見守りカメラによる、
一日1回以上の安否確認
- ・電球や家電の使用状況による、一日1回以上の
安否確認
- ・支援団体やサービス運営会社の電話や訪問に
よる、週2回以上の安否確認
- ・音声ガイダンスによる電話またはメールによる、
週2回以上の安否確認



ふじきゅん♡

入居者が亡くなったときの 原状回復・家財整理費用の 補償制度

例えば…

- ・入居者が亡くなったときに発生した
修繕・清掃・消臭・消毒等の原状回復費用
- ・遺品整理・残った家財の処分費用

※見守りサービスと
入居者が亡くなったときの
原状回復・家財整理費用の補償制度
両方に加入する必要があります。

補助の対象

※上限は 10,000 円です

- ・サービスの初期登録料
- ・サービス利用料
- ・保険料
- ・見守り機器の購入や設置に必要な初期費用

申込み方法

必要書類を添えて、住まい暮らし政策課までご提出ください。

必要書類

- ・申請書兼請求書
- ・サービス利用契約書や保険の契約書の写し
- ・賃貸借契約書の写し
- ・サービス利用や保険加入の際の
初期費用の支払いを証明する書類の写し

応募できる方

①入居者

- ・現在、藤沢市に継続して 1 年以上
住民登録のある 75 歳以上の方
- ・民間の賃貸住宅にひとりで入居して
3 か月以内の方
- ・過去にこの補助制度を受けたことが
ない方

②賃貸契約者(①の親族など)

- ・①の入居者の賃貸契約を結び
3 か月以内の方

③所有者(貸主)

- ・藤沢市に賃貸物件を所有している方
- ・①の入居者と賃貸契約を
結んで 3 か月以内の方

①～③共通

- ・市税等の滞納がない方

①～③の方のうち
見守りサービスと
原状回復・家財整理費用補償制度の
契約者の方が申請できます。



申込み・問い合わせ先

藤沢市住まい暮らし政策課

詳しいご案内は
こちらのホームページで
ご覧いただけます。



〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所分庁舎3階

電話 0466-50-3541

メール fj-jutaku@city.fujisawa.lg.jp